

【通所介護利用料金表】

令和3年4月1日版

No.1

通所介護のご利用の対象は、要介護1～5に認定されている方です。

1. 利用料金について

利用者負担額は、原則として介護保険1割負担費用(一定以上の所得のある方は、2割そのうちさらに所得の高い層は3割負担)とその他費用の合計が利用料金となります。

* 世帯収入により自己負担費用が異なります。詳しくはお住いの市町村窓口におたずねください。

2. 基本サービス

【通所介護(通常規模型)】

※地域区分1単位当たりの単価10.27円(6級地)

1回あたりの所要時間 6時間以上7時間未満	単位数(1日につき)				
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	581 単位	686 単位	792 単位	897 単位	1,003 単位

3 要件を満たす場合に基本利用料に加算される加算 ※地域区分1単位当たりの単価10.27円(6級地)

項目	単位数	要件要件等
入浴加算(Ⅰ)	40単位/回	利用者の入浴を行った場合
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) ※(Ⅰ)～(Ⅲ)の併算定は不可。	22単位/日	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士70%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18単位/日	介護福祉士50%以上
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6単位/日	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士40%以上 ②勤続7年以上30%以上
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	ひと月につき、基本利用単位数に5.9%を乗じて算定	介護職員の賃金の改善等を実施し、加算のキャリアパス要件を満たしていること。
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	ひと月につき、基本利用単位数に4.3%を乗じて算定	
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	ひと月につき、基本利用単位数に2.3%を乗じて算定	
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	ひと月につき、基本利用単位数に1.2%を乗じて算定	
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	ひと月につき、基本利用単位数に1.0%を乗じて算定	
科学的介護推進体制加算	40単位/月	以下のいずれの要件も満たすこと。 ・利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。 ・必要に応じてサービス計画を見直すなど サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。
通所介護(介護予防含む) 令和3年9月30日までの上乗せ	ひと月につき所定単位数の1/1000加算	新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として。

2 要件を満たす場合に基本利用料に加算される加算(つづき)

No.2

項目	単位数	算定要件
ADL維持等加算 (Ⅰ) ※(Ⅰ)(Ⅱ)は併算 不可	30単位/月	以下の要件を満たすこと。 イ 利用者等(当該施設等の評価対象利用期間が6月を超える者)の総数が10人以上であること。 ロ 利用者等全員について、利用開始月と当該月の翌月から起算して6月目において、Barthel Index(バーセル インデックス)を適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出していること。 ハ 利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から利用開始月に測定したADL値を控除し、初月のADL値や要介護認定の状況に応じた値を加えて得た値(調整済ADL利得)について利用者等から調整済みADL利得の上位及び下位それぞれ1割の者を除いた者を評価対象利用者等とし、評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が1以上であること。
ADL維持等加算 (Ⅱ)	60単位/月	・ADL維持等加算(Ⅰ)のイとロの要件を満たすこと。 ・評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が2以上であること。
ADL維持等加算 (Ⅲ)	3単位/月	・利用者(当該指定通所介護事業所を連続して6月以上利用し、かつ、その利用期間((2)において「評価対象利用期間」という。)において、5時間以上の通所介護費の算定回数が5時間未満の通所介護費の算定回数を上回る者に限る。以下イにおいて同じ。)の総数が20人以上であること。 ・利用者の総数のうち、評価対象利用期間の初月(複数の評価対象利用期間の初月が存在する場合は、複数の評価対象利用期間の初月のうち最も早い月とする。以下「評価対象利用開始月」という。)において、要介護状態区分が要介護3、要介護4、及び要介護5である者の占める割合が100分の15以上であること。 ・利用者の総数のうち、評価対象利用開始月において、初回の要介護認定又は要支援認定があった月から起算して12月以内である者の占める割合が100分の15以下であること。 ・利用者総数のうち、評価対象利用開始月と、当該月から起算して6月目において、機能訓練指導員がADLを評価し、その評価に基づく値(以下この号において「ADL値」)を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定が提出されている者(以下「提出者」)の占める割合が100分の90以上であること。 ・評価対象利用開始月から起算して6月目の月に測定したADL値から評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値(以下「ADL利得」という。)が多い順に、提出者の総数の上位100分の85に相当する数(その数に1未満の端数が生じた時は、これを切り上げるものとする。)の利用者について、次の(一)から(三)までに掲げる利用者の区分に応じ、当該(一)から(三)までに定める値を合計して得た値が0以上であること。 (一)ADL利得が0より大きい利用者1 (二)ADL利得が0の利用者0 (三)ADL利得が0未満の利用者-1 ※ADL維持等加算(Ⅲ)については、令和5年3月31日まで算定可能
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の加算	所定単位数の3%を加算	感染症または災害の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも5%以上減少している場合。

3 介護報酬利用者負担の算出法 (例:利用者1割負担)

地域単価 10.27円 × 単位数 = ○○円 (1円未満切り捨て)

○○円 - (○○円 × 0.9 (1円未満切り捨て)) = △△円 (利用者負担額)

4 その他費用

○昼食代(おやつ含む) 1食あたり 700円

○朝食代 1食あたり 110円 (ご希望の際はご相談ください)

○紙おむつ代 1枚あたり 150円 ○紙パンツ代 1枚あたり 150円

○尿吸収パッド代 1枚あたり 50円

○そのほか行事等によっては参加費がかかるものもあります。

***デイサービスは日曜休みです。**
月～土曜日お気軽にご連絡・ご相談ください。
*ご来苑の際は、事前にお電話を頂けると幸いです。

◆お問合せ先

デイサービス鷺宮苑

電話0480-58-7762

受付時間 9:00～18:00

(担当:生活相談員)

